

いじめ防止基本方針対策

- 1 基本方針

様々な集団での学習活動を行う学校において、いじめは常に起こり得ることであることの認識を自覚し、まず、いじめ未然防止の観点から学校の教育活動全体を通じ、いじめを生まない風土を構築する。児童をいじめに向かわせないために、学習規律を確立し、基礎的な学力をつけさせ、全ての児童が認められるという認識(自己有用感)を持つことができるように教育課程の充実を図る。また、「いじめは しない させない みのがさない」ために、指導体制や相談体制を確立し、計画的な取組を具体的に実践することで、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。
 - 2 いじめ対策委員会（校長・教頭・主幹教諭・生徒指導担当者・養護教諭・SC・保護者代表）
〔PTA会長・副会長〕
 - いじめの防止対策推進を目的とし、毎学期1回、または校長が必要と認めたときに開催する。
 - いじめの問題解決について話し合う。（問題の調査、解決方法をさぐる）
 - 研修の企画、実施
 - いじめの実態把握
 - 3 いじめの学校の対応
 - (1) 未然防止
 - ① 教育課程の充実（児童をいじめに向かわせないための教育活動）
 - 各教科
 - ・基本的な学習規律の確立
 - 「学びの名人」の活用
 - ・基礎的・基本的な学力の確実な定着を図る
 - 道徳
 - ・道徳の時間を要とした心の教育
 - 特別活動
 - ・活動内容1の充実と確実な実施
 - ・委員会の自主的活動と、協力し信頼し合う人間関係の形成
 - ・同学年、異学年交流による人間関係の育成
 - 総合的な学習の時間
 - ・体験的・実践的な活動による豊かな人間関係や集団づくり
 - インターネット等に関する情報モラル教育の計画的指導
 - 基本的な生活習慣の確立
 - ② 早期発見と早期対応
 - ① 早期発見
 - 教育相談
 - ・全校児童を対象に学期に1回の教育相談
 - ・相談ポストの点検（毎月1回教頭）
（教頭が点検）→問題があれば事情聴取、さらに面談
 - ・基本は、担任による面談を行う。
（場合によっては、養護教諭、管理職、SC、SSW）
 - ・教育相談の基本姿勢
カウンセリングマインドなどに基づくアクティブリスニングで
いろいろな資料を集める。（親子関係、養育過程など）
静かな個室を使って、落ち着いた雰囲気で行う。
場合によっては文章に書かせるなど、ゆっくりと考える時間を与える。
一人一人の感じ方の違いを理解する。
 - アンケート
 - ・毎月の担任による「いじめチェックリスト」
気になる児童の把握
 - ・学校生活アンケート（毎学期1回）の実施
 - ・いじめアンケート（無記名アンケート、毎月1回）の実施
 - ・家庭用チェックリスト（毎学期1回）の実施
 - 日常より
 - ・日記、日常観察から（担任）
 - ・出席簿の点検（管理職）
 - ・気になる児童のチェック（校内部会）
教育課程内外での気になる行動の把握
 - ② 早期対応
 - いじめ対策委員会を中心とした組織的対応
 - ・事実関係の迅速かつ的確な把握
 - ・事実関係の確実な報告（保護者・教育委員会）
 - ・いじめを受けた児童を守り、心のケアを促す組織的な対応
 - ・いじめた児童への毅然とした指導及び再発防止に向けた組織的支援
 - 関係機関との連携
 - ・児童相談所や警察等との適切な連携を図るため、関係機関と情報共有体制を確立しておく。
 - (3) 重大事態の対応
 - ① 重大事態の報告
 - 速やかな実態把握と教育委員会やPTAへの報告
 - 教育委員会との連携（調査の主体の確立）
- 4 学校評価

いじめ対策委員会の組織と役割、いじめへの学校の対応（未然防止、早期発見と早期対応）についての自己評価を実施し、学校関係者評価において報告する。
- 5 問題発生時の対応体制

※ 問題行動等があった場合、学級担任や生徒指導担当が当該児童との面談の時間が取れるよう、代替りの者（教頭・主幹等）が入る。